

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 当事者

原告 藤 沢 市

被告 [REDACTED]  
[REDACTED]

2 事件名

退職手当返納請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金25,043,700円及びこれに対する訴状送達の日  
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 請求の原因（事件の概要）

- (1) 被告は、もと藤沢市教育委員会学校給食課（以下、「学校給食課」という。）  
の職員であったが、2015年3月31日定年退職した。
- (2) 被告は、2015年4月30日、原告より退職手当として、金  
25,043,700円の支払を受けた。
- (3) 被告は、退職後、学校給食課に再任用されたが、定年退職以前における公金  
横領の事実が発覚したことから、2016年7月28日、藤沢市教育委員会よ  
り懲戒免職の処分を受けた。
- (4) 藤沢市教育委員会は、被告に対して、2017年4月24日、藤沢市職員の  
退職手当に関する条例第15条第1項に基づき、退職手当全額の返納を命じた。

(5) 原告は、被告に対して、2017年9月11日、同年10月31日限り退職手当を返納するよう通知し、同年9月14日被告宛に送達されたが、被告はこれを支払っていない。

(6) よって、原告は、被告に対して、返納すべき退職手当25,043,700円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金を支払うよう求める。

#### 5 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

#### 6 管轄裁判所

横浜地方裁判所

#### 提案理由

懲戒免職処分をした元職員に対し退職手当の返納を請求する訴えの提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

#### 参 考

##### 地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。